

広島県無人航空機空中散布安全使用要領

(令和元年 10 月 31 日制定)

(令和 2 年 7 月 3 日一部改正)

(令和 5 年 3 月 16 日一部改正)

(趣旨)

第 1

農薬を使用する者は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）に基づき、農作物や人畜、周辺環境等に被害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った安全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第 27 条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。

このことから、無人マルチローター（ほぼ垂直な軸回りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機をいう。以下同じ。）及び無人ヘリコプター（無人マルチローター以外の回転翼無人航空機をいう。以下同じ。）による農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安を示すため、本要領を定める。

(空中散布の実施)

第 2

1 空中散布の計画

(1) 実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）は、空中散布の実施区域周辺を含む地理的状况（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の空中散布の計画について検討を行い、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10 a 当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した空中散布計画書（別記様式 1）を作成する。

なお、3 に規定する対応により危被害を防止することができないおそれがある場合は、空中散布の計画を見直す。

(2) 空中散布の作業を他者に委託する場合は、防除委託者は、防除実施者と十分に連携して空中散布の計画を検討する。

(3) 無人ヘリコプターによる空中散布を行う実施主体は、(1) の空中散布計画書を空中散布実施予定日の 30 日前までに、別記様式 2 により西部農業技術指導所に届け出ること。なお、提出は電子システム等により行うものとする。

(4) 実施主体は、(1) の空中散布計画書の内容を集約し、提出することも可能とする。ま

た、実施主体以外のもの（以下「仲介者」）が集約し、代理提出を行うこともできる。その場合は、（１）の空中散布計画書の内容と相違ないものとする。なお、（１）の空中散布計画書は１年間保存することとし、西部農業技術指導所は、保存した計画書の提出を任意で求められることとする。

- （５）西部農業技術指導所は、（３）により空中散布計画書の届出があった場合は、当該計画の記載に不備がないことを確認した上で、中国四国農政局消費・安全部安全管理課（以下「農政局」という。）に報告するとともに、農林水産局農業技術課（以下「農業技術課」という。）、関係市町に実施計画書の内容を共有する。
- （６）西部農業技術指導所は、（３）により届出のあった空中散布計画書により、管内の無人ヘリコプターによる空中散布の計画を把握し、安全かつ適正に実施されるよう、地域の実情に応じた指導を行う。
- （７）西部農業技術指導所は、（３）により届出のあった空中散布計画書の「HP公開部分」を県ホームページに掲載し、閲覧者等から計画についての照会があった場合、「計画についての問合せ先」を照会者に提供する。なお、「計画についての問い合わせ」には閲覧者等からの問い合わせに対応できる者（実施主体または仲介者）を記載すること。
- （８）農業技術課は、実施主体と養蜂家との間における情報共有の徹底を図り、空中散布の実施による蜜蜂被害の発生を防止するため、（３）により届出のあった空中散布計画書を農林水産局畜産課と共有する。

2 空中散布の実施に関する情報提供

- （１）空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、実施主体は、危被害防止対策として、当該施設の管理者及び利用者、居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整する。
- （２）天候等の事情により空中散布の日時等に変更が生じる場合、実施主体は、変更に係る事項について情報提供を行う。
- （３）空中散布の実施区域周辺において人の往来が想定される場合、実施主体は、作業中の実施区域内への進入を防止するため、告知、表示等により空中散布の実施について情報提供を行うなどの必要な措置を講ずる。

3 実施時に留意する事項

- （１）空中散布の実施時に留意する事項は、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年７月３０日 元消安第1388号消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という。）によるものとし、飛行の安全性や散布の均一性が確保されるよう十分配慮するとともに、防除対象以外の農作物及び学校、病院等の公共施設、家屋等に、農薬等が飛散しないよう十分注意する。
- （２）空中散布は、その実施場所及び周辺地域並びに作業者に關し、危被害防止に万全を期して行うものとする。
特に、次に掲げる事項については、特段の配慮を要するものとする。

ア 公衆衛生（家屋，学校，水道，水源等），畜蚕水産（家畜〔家きん，蜜蜂を含む。〕，蚕，魚介類その他の生活環境動植物等），他作物（散布対象以外の農作物）及び野生動植物（天然記念物等の貴重な野生動植物）に対し，危被害を発生させる恐れがないと認められること。

イ 作業者の安全が十分に確保されていること。

ウ 機体に不具合が発生した場合には，直ちに散布を停止し，機体を速やかに安全な場所に降下させること。自動操縦にあつては，機体操縦者が自動操縦システムを停止するなどの操作介入を行い，直ちに散布を停止し，速やかに安全な場所に降下させること。

4 空中散布の実績

（1）無人ヘリコプターによる空中散布を行った実施主体は，実施場所，実施月日，作物名等について記載した実績書（別記様式1）を作成し，毎年4月から10月までの実績を12月末日までに，11月から翌年3月までの実績を翌年4月10日までに，別記様式3により西部農業技術指導所に提出する。なお，提出は電子システム等により行う。

（2）実施主体は，（1）の空中散布実績書の内容を集約し，電子システムにより提出することも可能とする。また，仲介者が集約し，代理提出を行うこともできる。その場合は，（1）の空中散布実績書の内容と相違ないものとする。なお，（1）の空中散布実績書は1年間保存することとし，西部農業技術指導所は，保存した計画書の提出を任意で求められることとする。

（3）西部農業技術指導所は，（1）により実績書の提出があつた場合は，記載に不備がないことを確認した上で，毎年4月から翌年3月までの実績を翌年4月末までに農政局及びに報告するとともに，農業技術課，関係市町に実績書の内容を共有する。

（事故発生時の対応）

第3

空中散布を実施した場合の事故発生時の対応については，次のとおり実施する。

1 事故の類型は，以下のとおりとする。

（1）農薬事故

空中散布中の農薬のドリフト，流出等の農薬事故

（2）その他

無人航空機の飛行による人の死傷，第三者の物件の損傷，飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案

2 1の（1）に規定する事故が発生した場合は，実施主体は別記様式4の事故報告書を作成し，西部農業技術指導所に提出する。

3 事故報告書は，事故発生後直ちに第1報（事故の概要，初動対応等）を，事故発生から1ヶ月以内に最終報（事故の詳細，被害状況，事故原因，再発防止策の策定）をそれぞれ作成すること。なお，空中散布の作業を他者に委託した場合は，防除委託者は，防除実施者と十分連携して当該事故報告書を作成する。

4 西部農業技術指導所は2により事故報告書の提出があった場合は、記載に不備がないことを確認し、農政局及び農業技術課に当該事故報告書を提出するとともに、関係市町に事故報告書の写しを送付する。

5 1の(2)に該当する事故が発生した場合は、ガイドラインにより、実施主体は直ちに飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する。

附則

この要領は、令和元年10月31日から施行する。また、同日付で、「広島県無人航空機利用技術指導要領」(平成28年5月20日制定)は廃止する。

附則

この要領は、令和2年7月3日から施行する。

附則

この要領は、令和5年3月16日から施行する。

令和 年度空中散布（計画・実績）

実施主体名		操縦者名		機体確認 の番号	
防除委託者	防除実施者	氏名	技能認証 の番号		
チェック項目（以下の項目について、該当する方を選ぶ）					
散布区域周辺の地理的状況 ^{※1} や耕作状況 ^{※2} を勘案し、実施及び除外区域を設定したか				はい	いいえ
散布区域周辺の地理的状況 ^{※1} や耕作状況 ^{※2} を勘案し、散布薬剤の種類及び剤型を選定したか				はい	いいえ
計画は、公衆衛生（家屋、学校、水道、水源等）、畜蚕水産（家畜〔家きん、蜜蜂を含む。〕、蚕、魚介類その他の生活環境動植物等）、他作物（散布対象以外の農作物）及び野生動植物（天然記念物等の貴重な野生動植物）に対し、危被害を発生させる恐れがないか				はい	いいえ
散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱等がある場合、実施主体から、当該施設の利用者、居住者、養蜂家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供したか、またはする予定であるか				はい	いいえ
空中散布作業を他者に委託する場合は、防除委託者と防除実施者が十分に連携して空中散布計画を検討したか				はい	いいえ

※1 住宅地、公共施設、水道水源、家畜、蜂、蚕、魚介類その他水産動植物の養殖場等に近接しているか

※2 他作物（散布対象以外の農作物）及び収穫時期の近い農作物、有機農産物等のほ場に近接しているか

令和 年度空中散布（計画・実績）HP 公開部分

実施場所		実施期間	実施日数 (日)	作物名	
市町名	旧市町村・字				
対象作業名	実施面積 (ha)	散布資材名	10aあたり 散布量	散布機数	備考

※ この表の項目は、県ホームページ「ひろしま病害虫情報」に掲載する。

計画についての問合せ先（県に照会があった際に、相手に提供する情報）

組織名・担当者	電話番号

※ 防除の実施主体のうち、問合せの窓口となる者を記載すること。

※ この情報は、県ホームページ「ひろしま病害虫情報」の閲覧者等から、問合せ先の照会があった際に相手に提供する。

記載注意

- (1) 本表は、実施場所ごとに別様とし、複数の市町をまとめて記載しないこと。別様では本表と内容が同じ部分は「ー」を記載しても良い。
- (2) 本表の報告は、計画の場合は、実施予定日の30日前までに行うこと。実績の場合は、4月から10月までの実績を12月末日までに、11月から翌年3月までの実績を翌年4月10日までに行うこと。
- (3) 実施場所は、必ず字まで記載すること。
- (4) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。
- (5) 機体確認の番号には、登録代行機関に付与された番号を記載すること。
- (6) 対象作業名欄には、病虫害防除、除草等の区分を記入すること。
- (7) 散布資材名は、〇〇〇〇乳剤50、〇〇〇〇EWのように商品名を剤型まで記入すること。
- (8) 散布機数欄には、実機数を記入すること（例えば、実施日数が10日間で、2つの機体を使用した場合には、「2」と記載）。
- (9) 実績の報告は、計画と異なる部分について赤字又は下線等により変更箇所が分かるようにすること。

別記様式2 (第2の1の(3)関係)

空中散布計画報告書

年 月 日

西部農業技術指導所長 様

実施主体

住 所
氏名 (代表者)
電話番号 :

別紙のとおり空中散布を計画したので、広島県無人航空機空中散布安全使用要領第2の1の(3)の規定に基づき報告します。

別紙の「HP公開部分」が県ホームページに掲載されること、「計画についての問合せ先」が照会者に県から提供されることを承諾します。

添付資料 : 年度空中散布計画書 (別記様式1)

空中散布実績報告書

年 月 日

西部農業技術指導所長 様

実施主体

住 所

氏名（代表者）

電話番号：

年 月 日付けで報告した空中散布計画書に基づき空中散布を実施したので、
広島県無人航空機空中散布安全使用要領第2の4の（1）の規定に基づき報告します。
（計画書から変更がある場合、変更がない場合のどちらかにチェックしてください。）

（計画書から変更がある場合）

実績については、別紙のとおりです。変更箇所は、赤字（もしくは下線）にしています。

添付資料： 年度空中散布実績書（別記様式1）

（計画書から変更がない場合）

空中散布計画のとおり実施しました。

添付資料：なし

無人航空機による空中散布に伴う事故報告書 (第 報)

報告者所属・氏名：

連絡先：

報告日時： 年 月 日 () 時
分

【基本情報】 ※初期の報告（第1報など）については、事故発生の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可。

1	発生日時	年 月 日 () 時 分 (散布作業開始時間： 時 分)					
2	発生場所						
3	操縦者氏名及び 技能認証番号	氏名：			技能認証番号：		
4	使用機体	機種：			機体記号：		
5	作業時の気象状況	天気		(気温)		風向・風速	
6	防除内容	作物		対象病虫害等			
7	薬剤	薬剤名					
		希釈倍率		散布前積載量			
8	実施主体	防除委託者					
		防除実施者					
9	作業実施体制	操縦者	名	補助者	名	(その他)	名
10	事故の概要						
11	被害の状況	該当に○ (又はセルに着色)			有の場合、その内容		
	人への被害	無	確認中	有			
	家畜への被害	無	確認中	有			
	農作物への被害	無	確認中	有			
	薬剤の流出	無	確認中	有			
	周辺建物への被害	無	確認中	有			
	その他の被害						
12	航空法の許可・承認書の発行日及び番号	許可・承認書発行日： 年 月 日 番 号：					

注1. 技能認証番号には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証の番号を記載すること。技能認証番号を有しない場合には空欄とする。

注2. 機体記号には、機体を識別できる製造番号等を記載すること。

【対応状況等】

13	被害への対応状況	
14	その他（警察，消防等の対応，取材・報道状況等）	

注3. 事故発生時の見取り図を添付（可能であれば現場写真も添付）すること。

注4. 報道された場合は、都道府県等の報道発表資料や新聞記事等を添付すること。

なお、新聞記事等が添付できない場合には、報道の概要について記載すること。

【事故原因】 ※初期の報告（第1報など）では提出しなくても可。

15	
----	--

【再発防止対策】 ※初期の報告（第1報など）では提出しなくても可。

16	
----	--